

平成28年4月1日「学校保健安全法施行規則の一部改正」から、
まもなく5年が経過いたします

文部科学省から「学校保健安全法施行規則の一部改正等について」において、任意での色覚検査に関する事項が盛り込まれました。

これにより、学校等において色覚検査を実施しうる態勢の整備を行うことの通知が各都道府県知事・各都道府県教育委員会教育長等に対して平成28年4月1日に発出、施行されました。

学校での色覚検査としては「公益財団法人 日本学校保健会」、「公益財団法人 日本眼科学会」「公益社団法人 日本眼科医会」から、【石原色覚検査表Ⅱ コンサイス版（14表）】の使用が推奨され、順次、色覚検査の態勢が整備され現在、全国の公共機関・教育機関など様々な施設、組織において実施されております。

来年、令和3年4月1日には「学校保健安全法施行規則の一部改正等について」の通知5年が経過いたします。

【石原色覚検査表Ⅱ コンサイス版（14表）】にも記載されておりますが、本検査表が国際的に標準的検査表として推奨されている最大の根拠としては、

「臨床その他の場所で容易に使用でき、かつ他の同様な仮性同色表と比較して、検査としての特異度（正常色覚を色覚異常と判定する偽陽性度が低い）と感度（色覚異常を正常色覚として判定する偽陰性度が低い）とがともに高いこと」が挙げられております。

一方で本検査表は微妙な色の組み合わせで構成されているため、長年月を経過すると表の色の変色を生じるために、**刊行後5年以内**に検査表を更新する事が推奨されております。

公共機関・教育機関のみならず、医療施設におかれましても「学校保健安全法施行規則の一部改正」に合わせて、色覚検査の配備を行った施設は数多くあると思います。これを機会に、皆様のお手元にある【石原色覚検査表Ⅱ】の刊行日をご確認いただき、正しい色覚検査が出来る態勢の整備をお願い申し上げます。

※ 石原色覚検査表Ⅱは公益財団法人一新会により、版下等の品質管理をいたしております。

